

三鷹市地域ポイント事業 基本方針

令和6(2024)年2月 策定

令和8(2026)年3月 改定

三鷹市

目 次

1	はじめに	1
2	三鷹市地域ポイント事業の目的.....	2
3	現状・課題	3
	(1) 地域活動への参加に対する動機づけ.....	3
	(2) 店舗での利用.....	3
	(3) 地域活動の周知とポイントの循環.....	3
4	みたか地域ポイントの位置づけ等について.....	5
	(1) ポイントの位置づけ.....	5
	(2) ポイントの流通.....	5
	(3) 事業評価.....	6
5	今後の事業の方向性.....	6
<参考>	これまでの取組実績.....	8
	(1) 主な取組.....	8
	(2) 利用実績等.....	9
	(3) ポイントの付与数.....	9
	(4) 地域にぎわいポイント事業の実施（令和5年度～）	10

1 はじめに

三鷹市では、全国に先駆け住民協議会の活動を核とした市民自治を目指すまちづくりを推進してきました。一方で、少子高齢化の進展や地域を取り巻く環境の変化などから、コミュニティ活動への参加者の高齢化や固定化に加え、後継者の育成問題などの課題が顕在化しており、活動者が減少傾向にあり地域課題の一つとなっています。

そうした中、地域通貨を活用し、地域を支える人財の創出のほか、社会貢献活動への参加促進や継続した活動を支援するとともに、健康づくりや地域のにぎわい等を通してコミュニティの活性化を図ることとしました。令和4(2022)年12月から、「三鷹市地域ポイント事業」の試行運用を開始、令和6(2024)年4月から「みたか地域ポイント(愛称:みたポ)」として本格運用へ移行し、本格運用に先立ち、令和6(2024)年2月に、コンセプトや方向性、今後の事業展開などをとりまとめた基本方針を策定しました。

本格運用後、ポイントが市内で流通、循環する地域通貨の役割を果たし、市民活動の基盤となるように、新たな活用方法を創出するなど、多様な主体と連携し、オール三鷹で取り組んできました。

このたび、事業目的などの基本的な考え方については継続しながらも、法的な位置付けを整理するとともに、本格運用後の実績を振り返り、拡充の方向性などを再整理し、基本方針を改定することとしました。今後、基本方針に基づき、ポイントの循環による地域コミュニティの活性化に重きを置いた事業展開を図っていきます。

2 三鷹市地域ポイント事業の目的

地域ポイント事業が目指すのは、「**地域コミュニティの活性化**」です。ポイントを通じて、市民同士や市民と地域の新たなつながりを創出し、地域のにぎわいや魅力を高めることを目指します。こうした日常的なつながりの積み重ねにより、災害時などにも助け合える共助のまちづくりへとつなげます。

そこで、みたか地域ポイントのキャッチコピーを

『「人×人」「人×地域」をつなぐみたかポ』

- みたかポは、日ごろのお手伝いへの“ありがとう”をカタチにするものです。
- ポイントを通じて新しい人や地域とのつながりが生まれる仕組みです。

とし、新たな事業展開により、ポイントの更なる浸透を図ります。

地域コミュニティの活性化のためには、ポイントが店舗や記念品交換などで利用されているだけでなく、日ごろからの感謝の気持ちなどに対する市民同士でのポイントの交換といった「**ポイントの循環**」が重要となります。

そのため、「**人財の創出**」「**商業活性化**」「**共助**」をキーワードとして今後事業を展開していくこととします。

事業の目的	地域コミュニティの活性化
事業推進に当たっての視点	ポイントの循環
事業推進のキーワード	人財の創出・商業活性化・共助

■改定の Point

令和6年2月基本方針策定時においては、「地域コミュニティの活性化」と「地域経済の活性化」の両輪としていましたが、地域経済も地域コミュニティの一環であること、またポイントは、ボランティア活動への付与が軸となることから、「地域コミュニティの活性化」を目的とすることとしました。

3 現状・課題

(1) 地域活動への参加に対する動機づけ

市及び外郭団体が実施するボランティア活動やイベントに対するポイント付与により、参加のインセンティブとなり、参加者のモチベーションにつながるとの意見もあります。

一方で、ポイントをきっかけとして新たな参加につながっていない、ポイントを付与できる活動・付与できない活動への不公平感などが課題となっています。また、ボランティア付与活動によりボランティアの質が変化することへの懸念の声が聞かれます。

現状では、既存ボランティアへの付与が中心であり、新しい人財の参加や創出には十分につながっていない状況にあります。

(2) 店舗での利用

令和6年度のデジタル商品券事業の実施を契機に、ポイント決済に対応する店舗数は大幅に増加しました。しかし、同事業終了に合わせて参加を辞退した店舗もあり、一部利用者からは「(同事業の期間中と比較すると)近隣に使える店がなくなった」との声も寄せられています。


大型スーパーなどでは、各種決済サービスの導入によるレジ操作の複雑さから、期間を限定しない継続的な参加を控える傾向があり、利用者にとっては、みたポを日常的に商店で利用できる環境が十分とは言えない状況です。また、一部店舗での決済にポイントが利用されていますが、利用可能店舗が少ないことなどから、ポイントの活用による商店街のにぎわい創出にはまだ至っていません。

(3) 地域活動の周知とポイントの循環

市及び外郭団体の事業や、任意団体による申請を通じたにぎわいポイント事業の実施により、ポイント付与の対象となる活動は広がっています。しかし、既存のボランティアへの付与が中心となっていることや、付与対象となる活動自体が地域の方に知られていないことが課題となっています。

また、アプリ機能を用いた市民同士のポイント交換が可能となっていますが、日常生活における日ごろのお手伝いへのお礼などにポイントを近所の方にお渡しするといった利用者間の自発的なポイント交換には至っていない状況にあります。

現在の三鷹市地域ポイント事業

P みたか地域ポイント  現金



4 みたか地域ポイントの位置づけ等について

(1) ポイントの位置づけ

ポイントは、ボランティア活動に応じて付与され、記念品への交換や購買等に利用できるものです。資金決済法等の法的制約がなく、自治体の運用によって行われているものです。

一方、ポイント自体を現金で購入できるようになる場合は、資金決済法等の関係法令による規制の影響で、これまでの利用者間交換などの運用への影響も懸念されます。

また、ポイントとは別に現金でチャージができる電子マネー機能の導入について、ポイントと一緒に決済できることで、商店での利用は一定数増える可能性はあるものの、本来の地域ポイント事業の趣旨である、地域活動の参加への効果は低いものとなります。加えて、他のコード決済と同様に市内店舗での決済に重きを置くとポイントの地域内での循環につながりにくくなることから、チャージ機能の導入は当面見合わせます。

(2) ポイントの流通

ポイントは、労働やサービスの対価ではなく、ボランティア活動等への「感謝の気持ち」を形にしたものです。

また、ポイントの発行には、市の財源を用いているため、将来のポイント発行の見通しを持ちながら運用する必要があります。そこで、これまで発行されたポイントのうち、店舗や記念品交換などで利用された分を除いた「有効ポイント数」（その時点で流通しているポイント数）について、その目安を設定します。市内で循環し、地域のつながりを育むきっかけとなるよう、事業推進に当たって「ポイントの循環」の視点を持ちながら、持続可能な仕組みづくりを進めていきます。

単年度では5,000万ポイントを目安に付与し、一定の割合で付与年度に決済されることを前提として、ポイントの流通目安（有効ポイント数）を1億ポイントとします。

■改定の Point

本事業は地域コミュニティの活性化を目的としており、地域の活動や参加に対してポイントを付与する仕組みを主眼としています。

また将来的には、ポイントを介した市民同士の交流や相互支援の流れを作ること、コミュニティのつながりを一層強めていくことを目指しています。

(3) 事業評価

地域ポイント事業を実施するにあたり、一定の評価基準を設けて事業の成果を分析し、その結果をPDCAサイクルに組み込んで、事業の改善・更新を継続的に行っていきます。

ア 定量的評価

項目	目標年度	目標値
アプリユーザー（登録者）数	令和9年度	57,000人
ポイント保有者数（デジタル）	令和9年度	57,000人

イ 定性的評価

- ・毎年実施しているアプリでのアンケート結果
- ・利用団体へのヒアリングを通じた満足度

ウ 公表

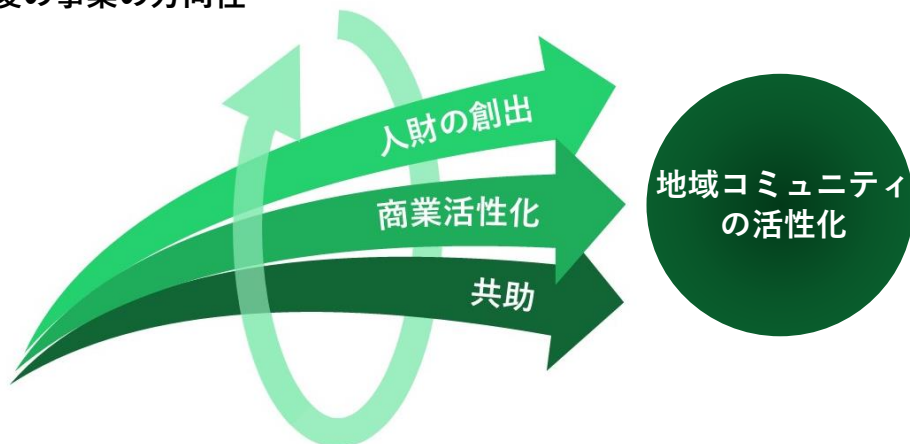
定量的・定性的評価、当該年度の取組実績に対して、自己評価を行ったうえで評価報告書としてまとめます。評価報告書を基に助言者から意見を聞きながら、次年度以降の事業に反映します。

■改定の Point

今回の基本方針の改定では、これまでアプリユーザー（登録者）数や定期アンケートを中心に行ってきた事業の振り返りに加えて、利用団体へのヒアリング等、成果や課題をより体系的に把握するため、事業評価の仕組みを導入することとしました。

この事業評価を通じて、可視化された内容をもとに、PDCAサイクルを着実に回し、地域ポイント事業の改善と質の向上を図っていきます。

5 今後の事業の方向性



キーワードとなる「人財の創出（地域活動への参加を広げる）」「商業活性化（商店街等のにぎわいを生み出す）」「共助（助け合いのつながりを広げる）」の3つが相互に関連しながら事業を推進し、地域コミュニティの活性化を目指します。

また、必要に応じて付与対象事業の基準を明確化し、事業の理解促進や公平性・公正性の確保に努めます。あわせて、ポイントが付与されている取組成果の公表による事業の可視化を図り、好事例の横展開につなげます。

・人財の創出

ポイント付与対象拡充により、これまで地域活動に参加していない市民の参加促進を図るとともに、更なる地域活動の参加の契機となるようにポイントの価値向上に寄与します。

また、市や外郭団体等が実施する事業やにぎわいポイント事業といった付与対象事業におけるコミュニティ活動を担う新しい人財が参加・定着してくような仕組みとしていきます。

・商業活性化

これまでのボランティア活動への付与を主軸としつつ、商店会などと連携し、イベント時のポイント付与などポイントの流通機会の増加などにより地域単位での事業の浸透や、ポイント利用によるにぎわい創出や消費促進を目指します。

・共助

ポイントを取得できる機会を創出し、利用者間交換によりポイントがボランティアや助け合いをつなぐツールとなるように、更なる普及促進を図っていきます。

また、ポイントを付与している地域活動の可視化や情報発信の強化とともに、地域の団体によるボランティア活動の付与基準の明確化により、事業内容の理解促進や好事例の横展開を図ることで、地域のつながりの輪を広げていきます。

■改定の Point

本事業では、「人財の創出」「商業活性化」「共助」を重点キーワードとしています。地域コミュニティの活性化は人とのつながりによって生まれることから、地域を支える担い手を育む「人財」が不可欠です。また、商店街は人と人が出会い、交流する地域の拠点であり、「商業活性化」の視点で、にぎわいを地域とのつながりの基盤とするとともに、日常の助け合いが自然に生まれる「共助」の関係性づくりを進めていきます。

<参考> これまでの取組実績

(1) 主な取組

年 月	主な取組
令和元(2019)年 12月～ 令和3(2021)年 12月	三鷹まちづくり総合研究所「みたか地域通貨・ボランティアポイント研究会」での研究
令和4(2022)年 2月	「ボランティアポイント・地域通貨（仮称）」事業基本方針の策定
12月	「三鷹市地域ポイント事業」試行運用開始
令和5(2023)年 2月	ポイント交換機能追加 SUBARU総合スポーツセンター等での券売機との連携
3月	専用WEBサイトの開設 利用者アンケートの実施
4月	庁内推進会議の開催
6月	「地域にぎわいポイント事業」開始
10月	付与対象事業の拡充（住民協議会等の事業へのポイント付与開始）
12月	市内店舗での決済開始（33店舗） 庭先販売所での購入者へのポイント還元開始 愛称の募集 スタンプラリーの実施
令和6(2024)年 1月	タッタカくんウオーク&ランアプリとのポイント連携開始
2月	愛称が“みたポ”に決定 三鷹市地域ポイント事業基本方針策定
3月	「地域にぎわいポイント事業」成果発表会 利用者アンケートの実施（毎年）
4月	本格運用の開始
6月	協働センターでの記念品交換開始

年 月	主な取組
令和 6 (2024)年 6～8月	みたか地域ポイントアプリを利用した「みたかデジタル商品券」を実施
9月	カプセルトイの実施
12月～令和 7 (2025)年 2月	スタンプラリーの実施 (郵便ポストをめぐるデジタルスタンプラリー) 「地域にぎわいポイント事業」成果発表会
10月	「三鷹市 A I デマンド」「母子モ」とみたか地域ポイントアプリのリンク連携開始

(2) 利用実績等

項 目	令和 5 年 3 月末	令和 6 年 3 月末	令和 7 年 3 月末
アプリユーザー（登録者）数	789 人	3,719 人	35,508 人
ポイント付与数 [※]	251,250 ㊦	2,555,515 ㊦	22,543,199 ㊦
ポイント利用数 [※]	28,400 ㊦	560,887 ㊦	10,044,935 ㊦
付与対象の活動事業数	7 事業	33 事業	50 事業
付与対象のイベントなどの事業数	7 事業	24 事業	20 事業

※ ポイント付与・利用数は、デジタル版のみの集計値

令和 7 年 3 月末の有効ポイント数は、14,418,214 ポイント

令和 8 年 1 月末のアプリユーザー（登録者）数：37,635 人

〃 ポイント保持者数（デジタル）：11,298 人

(3) ポイントの付与数

ア ボランティア活動等

市が指定するボランティア活動や地域活動への参加者に対してポイントを付与しています。

活動時間	～令和 6 年 3 月末	令和 6 年 4 月～
	付与ポイント数	付与ポイント数
1 時間以上 5 時間未満	300 ㊦	500 ㊦
5 時間以上 7 時間未満	500 ㊦	1,000 ㊦
7 時間以上	1,000 ㊦	1,500 ㊦

イ テーマイベント

年度テーマの「健康増進」「環境保全」「防災」に関わるイベントのうち、市が指定したイベントへの参加者に対してポイントを付与しました。（令和6年度から「防災」がテーマに加わった。）

活動時間	付与ポイント数
対象イベントへの参加	100 点

(4) 地域にぎわいポイント事業の実施（令和5年度～）

ア 事業目的

町会や自治会をはじめとする市内の地域団体等が地域貢献やにぎわい創出に向けて行う自主的・主体的な活動に対して、ポイントを付与することで、地域活動の支援や促進につなげるとともに、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

イ ポイント付与の対象

地域貢献・にぎわい創出事業に係る活動【ボランティア】

ウ 付与ポイント数と期間

(ア) 1団体あたりの上限 50,000 ポイント（経過措置あり）

(イ) 1人あたりの上限 10,000 ポイント

(ウ) 申請の上限年数：なし（申請手続きは単年度ごとに行う）

(参考) ポイント数等の見直し経過

項目	令和5年度	令和6年度
付与の対象	【ボランティア】・【イベント】	【ボランティア】・【イベント】
1団体あたりの上限	50,000 ポイント	100,000 ポイント
1人あたりの上限	5,000 ポイント	10,000 ポイント
申請の上限年数	単年度ごとの2会計年度まで	単年度ごとの2会計年度まで

令和5年度から令和6年度にあたっては、更なる拡充を図るため、付与上限等を引き上げたものの、対象期間は令和5年度と同様に2年間（2会計年度）までに限定し、その間に、団体内で自走する仕組みを構築することを前提としていました。

しかし、ボランティアを主体とした活動であり、収益的な活動を行っていない団体が大半であり、自走する仕組みは困難であることから、令和7年度からは、2年間の時限的な支援ではなく、継続的な支援へと見直すこととしました。また、見直しにあわせて、1団体あたりでの付与上限ポイントは、令和6年度当初の付与上限と同じ50,000ポイントとしました。

さらに、付与の対象として、令和5年度、6年度は、地域団体が主催する市の設定テーマに沿ったイベントへの参加者【イベント】も含めていましたが、令和7年度からはボランティア活動に参加した方への付与のみに整理しました。

エ 採択団体

令和5年度採択団体 7団体

令和6年度採択団体 44団体

令和7年度採択団体 65団体

オ 標準的なスケジュール（予定含む）

～5月上旬 申請期間

6月中旬頃 審査委員会（採択事業決定）

6月中旬～下旬 付与対象事業の決定

付与決定後～3月末 事業実施（付与状況報告含む）

2月上旬 成果発表会

3月末 実績報告・ポイント清算